児童手当など各種手当支給

健やかな成長のために

市は、子育て世帯を対象に児童手当などの手当を支給しています。支給を受けるにはいずれも申請が必要です。申請がまだの人はすぐに相談してください。

問合せは子育て手当課（0798・35・3189）へ。

児童手当

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に「児童手当」を支給します。

この手当は、子育てにかかる費用に用いることが義務付けられています。子育ての費用のひとつである給食費や保育料を滞納し、手当を子育てと関係ない用途に使うことが無いよう、趣旨にご理解をお願いします。

支給額は下表のとおり。支給は申請月の翌月からです。

夫婦が離婚協議中で、受給者と児童が別居している場合は、児童と同居している親が優先的に手当を受給できます。まだ受給されていない人はご相談ください。

また、児童手当を、子育て支援事業のために寄付することもできます。詳しくはお問い合わせください。

【対象】15歳到達後の最初の3月末までの児童を国内で養育している人。公務員の人は職場で支給　※児童が海外に居住している場合は必ず届け出を

【所得制限】夫婦と児童2人の世帯で744万円（収入の目安は960万円）

【支給月】2・6・10月

児童手当の支給額

対象		支給額（月額）
0歳～3歳誕生日月		1万5000円
3歳誕生日月翌月～小学6年	第1子・第2子	1万円
	第3子以降	1万5000円
中学生		1万円
※特例給付（所得制限限度額以上。1人一律）5000円		

児童扶養手当

対象は、父母の離婚や死別などで父または母と生計をともにできないか、重度障害の父または母がいる子を養育する人で、公的年金を受給していない人。所得制限あり。父子家庭の人も支給対象です。まだ相談していない人はご連絡ください。

支給期間は児童が18歳に達する日以降の最初の3月末まで。ただし心身に中度以上の障害がある児童は20歳未満。

支給額は左表のとおり。4・8・12月に支給します。

児童扶養手当の支給額

区分	支給額（月額）	
児童数	全部支給	一部支給（10円単位）
1人	4万1020円	4万1010円～9680円
2人	4万6020円	4万6010円～1万4680円
3人	4万9020円	4万9010円～1万7680円

※4人目以降は1人増えるごとに3000円追加

特別児童扶養手当

対象は、身体、精神、または知的障害の程度が中度以上の20歳未満の児童を養育している人。所得制限あり。

支給額は左表のとおり。4・8・11月に支給します。

特別児童扶養手当の支給額

区分	支給額（月額）
重度障害	4万9900円
中度障害	3万3230円

国民健康保険

交付申請お忘れなく

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」の有効期限（7月末日）が近づいています。

引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降に国民健康保険課（市役所本庁舎1階）、各支所で交付申請をしてください（ただし、標準負担額減額認定証については住民税非課税世帯が対象です）。

手続きには認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証のほか、手続きする人の本人確認書類（保険証、免許証など）が必要です。

なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。

また、各支所で申請した場合、交付までに1週間程度かかります。即日交付を希望する人は、市役所本庁舎で申請してください。

問合せは国民健康保険課（0798・35・3120）へ。

※後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証については、高齢者医療保険課（0798・35・3154）へ

限度額適用認定証

窓口負担を限度額内に

高額な療養を受けるときに、国民健康保険被保険者証と「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると一部負担金の支払いが自己負担限度額内になります＝下表参照。

※住民税課税世帯の70歳以上の人は、高齢受給者証の提示で、高額な療養を受けるときの一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です

標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯

入院時の食事代を減額

一般病床などに入院する場合、入院時の食事代のうち1食につき260円が患者負担になります。ただし、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると減額されます。

また、65歳以上の人が療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合、食事代に加え、居住費として1日320円かかります。食事代は1食につき460円（医療機関によっては420円）です。

ただし、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると食事代が減額されます。

※療養病床に入院していても入院医療の必要性の高い状態が継続する場合は、一般病床に入院する場合と同じ負担になります。いずれの区分になるかは入院する医療機関にお問い合わせください

高額療養費の自己負担限度額

		1カ月当たりの自己負担限度額	
70歳未満	上位所得者（※1）	15万円（総医療費が50万円を超えた場合、その超えた分の1%を加算）	
	一般	8万100円（総医療費が26万7000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算）	
	住民税非課税世帯	3万5400円	
70歳～74歳		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
	現役並み所得者（※2）	4万4400円	8万100円（総医療費が26万7000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算）
	一般	1万2000円	4万4400円
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ	8000円	2万4600円
	住民税非課税世帯 区分Ⅰ（※3）		1万5000円

（※1）…基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯または所得不明者のいる世帯

（※2）…同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者の収入の合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」と同様になります

（※3）…同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

住宅用火災警報器

設置はお済みですか

住宅火災からあなたと大切な家族の命や財産を守るため、西宮市では平成23年6月1日から全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置を義務付けています。ご自宅への設置はお済みですか？

設置義務のある場所は、寝室、台所、階段部分です。

詳しくは最寄りの消防署か消防局予防課（0798・32・7316）に問い合わせてください。

日々の手入れを

住宅用火災警報器が適切に機能するためには、維持管理が必要です。

ほこりがたまっていたり、電池が切れてしまっていたりすると「いざ」という時に住宅用火災警報器が正常に働きません。また、通行人などが電池の交換を知らせる音を、火災発生を知らせる警報音と勘違いするという事案も発生しています。

定期的に掃除機等でほこりを取るなど、維持管理をしっかりしましょう。

「設置して良かった」の声

住宅用火災警報器を設置していたおかげで、鍋の空だきやガスコンロの火の消し忘れに気付き、火災にならずに済んだという事例が全国から届いています。

火災は無いのが一番ですが、万が一に備えましょう。

悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売には十分注意しましょう。購入後、不審に思う場合は、消費生活センター（0798・64・0999）などに相談しましょう。なお、訪問販売などはクーリング・オフ制度の対象ですので、購入後、一定期間は契約の解除が認められています。

消防テレホンサービス

0798・22・9999（ツーツーシキュー）

8月1日～15日…熱中症について、16日～31日…水難事故防止について▷病院情報…平日の午後5時（土曜は午前11時）～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

教育環境を保全

住宅開発抑制へ指導要綱を改正

市は、児童数増加による学校の教室不足を防ぐため、「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を施行し、指定地区内でのマンション等の住宅開発抑制を指導しています。

このたび指定地区を見直し、10月から変更します。

同要綱は市のホームページ（事業者向け情報→開発事業）に掲載しています。

問合せは学校施設計画課（0798・35・3828）へ。

【見直し後の指定地区】受け入れ困難地区…大社小学校区▽準受け入れ困難地区…高木小学校区▽監視地区…浜脇・用海・瓦林・香櫨園・安井・春風小学校区▽予測地区…甲東・鳴尾北・甲陽園・上ケ原・南甲子園・広田・段上西・樋ノ口・上甲子園・津門・苦楽園・深津小学校区

普通救命講習会

心肺蘇生法やAEDの取扱い方などの実技を学びます。定員あり。受講料無料。

申込方法など問合せは救急課（0798・32・7319）へ。先着順。

【日時・会場】8月17日（日）午後1時半から西宮消防署